

ございます。なお議員先生方の報酬につきましては、私はこれでは少ないと思っております。と申しますのは、われわれは事務屋でございます。けれども、先生方は政治的に動かれた場合には、われわれの経費で何千万の仕事をとらざるわけでございますので、私は申しわけないとなざる次第でございます。かまをしておりましたかましてぜひとも可決いたいたしますよう願います。次第でございます。

○十番（松山清君） いまの市長の発言はたいへん不穏当だと思います。

「一部の者が騒ぐから給料が上がる。」——こういうことは取り消してもらいたい。給料はそういうものじゃないと思います。あなただけはそういうこと十分知っていると認めますよ。……

○議長（石川信義君） これより十五時まで休憩いたします。

午後二時四十八分 休憩

午後三時十四分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○中長（石川常太郎君） お許しをいただきまして、自席から発言をさ

せていただきます。

先ほど松山議員さんから、私の発言の一部を取り消しを——というご要求がございましたけれども、私の立場上、議員さんのご意思が通いかねるかと思ひますけれども、取り消すことはできませんので、無理をご承諾いただきたいと思います。

○十番（松山清君） 中長がそうしたものに對する考之をどうも承りながらその発言ではきりわかりました。そういう点で今後いろいろな中で参考にしていただきたいと思います。

それから私の先ほどの発言の中で「反対」ということがあつたということで、この点については質疑の段階でありますので取り消しをいたしたいと思ひます。

なお今後議員報酬等の値上げについて、市長は先ほど落としたような感違ひをしたと思ひますけれども、職員の賃金の昇給をほんとうに十分な対策があるかどうかということについては落ちていたんではないかと思ひますので、その点をお聞きしたいと思います。

○市長（石川常太郎君） 先ほどは会計の面で申し上げたわけでござい

けれども、職員に対してはできるだけのことばしたいと思います。

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

○一番（貫井喜代治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第三号、四号、五号及び六号については、ともに総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

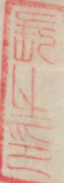
（賛成）と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） あはかりいたします。ただいま貫井喜代次君から

所定の賛成者を得て、本案はともに総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よろしき議案第三から第六までの四案は、ともに総務委員会に付託することに決定をいたしました。



○議長（石川信義君） 議事の都合上、日程第十二及び日程第十三を一括して上程いたします。

日程第十二議案第七号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

日程第十三議案第八号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

以上の二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長 高水求君 登壇）

○秘書職員課長（高水求君） ご指名がございましたので、議案第七号及び議案第八号について、提案理由を説明させていただきます。

議案第七号につきましては、福生市の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本件につきましても議員ならびに特別職等の費用弁償の改正と相まうとして、それに準じてそれらの各職階に基づく旅費の規定を改正した次第でございます。まず第七号で秋多町を秋川市、これは秋多町が市制を施行した

ことに伴いまして自治体の名称の変更でございまして、これは半日当の区域を規定してあるところでございします。それから九条の次に次の一項を加えたのは、市長もかねがね申しておりますとおり、市の職員の研究について、今後積極的な姿勢で望むことと、本年から自治大学への派遣、これは三カ月程度になります。それから自治大学の専門研修では一カ月、それから東京自治会館がでますと係長ならびに管理職については、宿泊研修がそれぞれ行なわれます。そのほかに東京都の職員と同じにやる宿泊研修などがございしますが、そういう宿泊研修に伴うものは、一般の出張の旅費とは区別したほうがよろうということで二項を挿入した次第でございします。それから別表にそれぞれ掲げられております市長、三役ならびに二等級以上あるいは三等級それから四等級、五等級につきましては従来の費用弁償額に、それぞれ日当につきましては二百円、それから宿泊料については一律千五百円をかさ上げさせていただいた次第でございします。それから各等級間の差につきましては、従来どおりの金額を踏襲させていただいた次第であります。この条例は昭和四十九年の四月一日から

福生市議会

施行させていただきますと考えております。

それから議案第八号の、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例でございします。これもただいままでに一連の改定がございしましたが、議会あるいは選挙管理委員会、あるいは農業委員会等に証人として出頭を求められた場合の証人に対する費用弁償でございまして、いままでに上程されました職員の例に準じてそれぞれ日当につきましてはここに三千三百円、宿泊料については六千円ということにしたいということ提議したような次第でございします。この条例も四十九年の四月一日から施行させていただきますと思う次第でございします。またことに雑はくでございしますけれども、以上簡単でございしますが説明に変えさせていただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○一番(貫井喜代次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第七号及び議案第八号については、総務委員会に付託し審査せられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま貫井喜代次君から

所定の賛成者を得て、本二案はともに総務委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よつて議案第七号及び議

案第八号はともに総務委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に日程第十四 議案第九号 非常勤の職員 of 公務

災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 高水求君登壇)

福生市議会

福生市議会

○秘書職員課長(高水求君) ご指名がございましたので、議案第九号につ

きまして提案理由とその内容につきましてご説明申し上げたいと思いま

す。非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条

例でございますが、ここに提案理由にも書いてありますとおり地方公務

員災害補償法の一部を改正する法律が昭和四十八年、法律第七十

六号で制定されたわけでございますが、今回の改定の内容は最近にお

ける通勤途上の災害の発生状況及び通勤と公務との間に密接な

関連性のあることから、非常勤職員が受けた通勤による災害に

対しまして、公務上の災害に準じた補償と、その他葬祭補償等

の額の改正等でございます。

内容について若干ご説明申し上げたいと思ひますが、したがいまし

てただいま申し上げたような次第で、通勤による災害が公務上の災害

に準じて行なわれているというように、題名に「等」という災害補

償等という「等」を題名に挿入させていたことでございます。第

一条の中にも「または通勤による災害」という字句を挿入させていた。

それから第二條の二、第一項及び第二項につきましては通勤の範囲を定めて
ございます。職員が合理的な経路及び方法により往復する場合をい
い、途中の寄り道後の往復は通勤とみなさないというようなことでござ
いますけれども、途中日用品の購入その他日常生活に必要な行為と
最少限度のものである場合には、その一部、また中断の間を除くは
一応通勤上の災害に認めるということでございます。それから次のページ
に行きます。三條の二項、それから六條及び七條、それから第八條中、
それから第九條第一項、それから十條中、それから第十四條中、それから第
十六條中、第十七條中につきましてはいずれも各補償等でございますけれども
も、その中にすべて通勤という字句を加えたということ、十四條には従来
の葬祭費加基礎額の六十倍に相当する金額であつたものを、最低補
償として七万円に、三十倍に相当する額を加えたということでございます。
それから二十一條の二は通勤による災害にかかる一部負担金でございま
すが、通勤による災害による療養補償を受ける職員は一部負担
金として二百円を実施機関に払い込むというようなことでございます。
実施機関というのは、市長またはその他任命権者でございます。

それから附則の三條中第一項中やはりこれは通勤が入つてまいりまし
たので通勤という字句の挿入でございます。施行期日でございますけれども
も、この条例は四十八年の十二月一日から通勤の災害時で適用するわけ
でございますけれども、十四條の規定中の葬祭補償につきましては四十八年
の九月一日から適用するということでございます。それから経過措置とい
たしまして六條から十條まで先ほど私が申し上げました通勤でございま
すが、通勤途上の災害でございますけれども、そういうものにつきましては
昭和四十八年十二月一日以降に発生した事故によるものを通勤災害と
して適用するということでございます。それから三項の十四條の規定による
金額で先ほど申し上げました最低補償の七万円というものをございま
すけれども、改正後の葬祭費の額の新旧有利なほうについてはもとの
六十倍に相当する金額のほうを当分の間は満たないときには適用す
るという経過措置が第三項でございます。

以上簡単でございますけれども、非常勤の職員につきましては公務
災害に準じて通勤上による災害を加えるということが本件の大きな
趣旨でございます。

なにとぞ慎重に審議下さりましてよろしくご決定下さるようお願い申し上げます。

○議長（石川信義君）以上で提案理由の説明は終わりました。

（これより本案に対する質疑を行ないます。）

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）以上で質疑は終わります。

○一番（貫井喜代次君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっておりますが、議案第九号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）おはかりをいたします。ただいま貫井喜代次君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに

ご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よろしく議案第九号は

総務委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第十五、議案第十号福生市消防団条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（環境保全課長 八木房雄君登壇）

○環境保全課長（八木房雄君）ご指名ありがとうございました。議案第十号福生

市消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由とらびに

その内容について説明を申し上げます。

本件につきましては非常勤の特別職員の報酬等の額の改定に伴い、消防団員の報酬等の額を改正しようとするものでございます。なお定員については、今期消防団は改選期でございますが、新規団員の獲得が非常に困難であるということで、消防団員の要望に基づきまして改正しようとするものでございます。

まず第三条中二百十一人を百八十六人に改めようとするものでございます。これにつきましては現在、一分団当たりの定数は四十名でございますが、一

を一分団当たりの定数を三十五名にいたそうと云うことでもございます。それから第十二条は報酬でございまして、団長の報酬でございまして、六万五千円を八万五千円に、副団長の報酬を五万円を六万五千円に、分団長の報酬四万円を五万円に、副分団長の報酬二万五千円を三万円に、部長の報酬でございまして、二万円を二万五千円に、それから班長一万五千円を二万円に、団員一万円を一万三千円に改めようとするものでございまして、それから第十三条の二でございまして、これは五百円を千円に改めようとするものでございまして、これは水火災出動費の費用弁償でございまして、それから「別表中備考以外の分は次のように改める。」——ということでもございまして、これも非常勤の特別職の職員の報酬等の改定に伴いまして、消防団の旅費等を改正しようとするものでございまして、団長、副団長は日当が九百円、宿泊料を六千円と、その他の団員を七百円日当、宿泊料を五千五百円にしようとするものでございまして、附則につきましては、第三条団員の定数ならびに十三条の二、費用弁償でございまして、これは四十九年四月一日から施行しようとするものでございまして、つまりは四十八年度に支給する報酬については、改正前の条例に団長五万円、副団長三千七百五十円、

分団長二千五百円、副分団長、部長及び班長千二百五十円、ならびに団員七百五十円を加算しようとするものでございまして、

はなはだ雑はくなご説明でございしますが、慎重ご審議いただきましてご決定下さるようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。
○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明を終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

○一番（貫井喜代次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております（議案第十号）については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） あはかりをいたします。ただいま貫井喜代次君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（石川信義君） 二異議なしと認めます。 ようて議案第十号は厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第十六議案第十一号 福生市市設住宅貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

（庶務課長 生子国利君登壇）

○庶務課長（生子国利君） 議案第十一号 福生市市設住宅貸与条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

この条例の対象になる市設住宅は、元来教育員住宅としての目的で建築されたものでありまして、牛浜の一六〇番地に一戸、熊川の四〇一番地に一戸、二戸の対象がありまして、いずれも耐用年数は経過してありまして、相当老朽化しており現状ではとうてい住居として困難な状態であります。 たまたま熊川住宅が空屋になりましたので、今後の使用上建築の維持と居住環境等も考慮し、修繕をいたしまし

た関係上修繕経費ならびに市営住宅家賃との関係も勘案いたしまして、家賃の改定を行なおうといたす考えでございまして、本議案を提案した次第でございします。

内容としては、四条中百円以上二千円となるものを千五百円以上三千円以下に改めようとするものでございます。 はなはだ簡単でございしますが、これにつきまして慎重審議ご可決あらんことをお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○ニナ三番（岩田 博君） 非常にこの物価高の割に対して、これは全くおとりの国みたいな家賃なんです。これはどういうわけなんです。 この家賃はばか

げた家賃はどういうことなんです。 算出は……

○庶務課長（生子国利君） いままでの教員住宅として、その用としてはその学校の警備ならびに災害時における関係上で、先生を長期間この教員住宅に入れたという経過になつてあるわけ。 そういう意味で相当安い金額をもつて入れておつたと思ふんですが、むしろ無料の教員住宅が多いわけです。 しかしその当時から考えますと現在教員としての

住宅でございまして、そういう関連で市営住宅と、あるいは市の公営住宅とは全然意味が違ふというふうなことで家賃が低額になつてあつたと思ふんですが、今回多少なりともこれを改正いたしまして、教員でなく一般の職員の用に供したいという考え方もございします。なおそこで触れておきますけれど、今回の住宅につきましても、これは熊川の内にありますんですが、これはいずれ小川との関係の秋川市ですか、との関連の道路拡張というものが今後あると思ひます。その際にはその住宅がそつくり道路内に入ることにならうと、つぶさなきやならんとその間のありだだけ使用すると、たまたま第二中の用務員の住宅を、今回来年度におきましておやうくこの住宅を取りこめなきやならないというふうな学校の計画があるものでございしますので、その用務員を一時二二へ収容しようという事で、おやうくこの住宅につきましても、五年程度で回収するようになるんじゃないかと思ふんです。そういう意味で家賃につきましては相当安い家賃でいいと思ひます。

○二十三番(山田博君) この程度の家賃をもううちは、もうめたいほうかいくらいですわ、これははつきり言つて、ましてじきにどうともううんだと言ふんじや

ね、私そう思ふんですよ。まあ出されましたからこの程度にとどめておきますがね。

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

○一番(貫井喜代治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第十号については総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま貫井喜代次君から所定の賛成者を得て本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よろし議案第二十号は総務委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に日程第十七 議案第十三号 福生市国民健康

保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について 提案理由の説明を求めます。

(市民課長 田村忠雄君 登壇)

○市民課長(田村忠雄君) ご指名がございましたので 議案第十三号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

提案理由でございますが、昨年健康保険法等の一部の改正がございまして、国保以外の社会保険につきましては、助産費あるいは葬祭費の引き上げがあらわれております。これに関連いたしまして、国保にあきましても四十九年度より国の補助基準が引き上げられてまいりましたので、これに伴いまして支給額を改めようとするものでございます。

内容でございますが、五条は助産費の関係でございます。現行一万円を二万円に、六条は葬祭費の関係でございます。現行の五千円を一万円に改めようとするものでございます。附則にあきましては、四十九年の四月一日から施行する規定でございます。

福生市議会

はなはだ雑ばぐでございますが慎重に審議の上、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

○一番(貫井喜代次君) この際動議を提出いたします。

たゞいま議題となっており、議案第十二号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりをいたします。たゞいま貫井喜代次君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられた旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よろしく議案第十二号は